

令和6年度補正「地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」に係る企画競争募集要領

令和7年2月5日

経済産業省

製造産業局

自動車課

経済産業省では、令和6年度補正「地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

人口減少による交通の担い手不足やインバウンド等による移動需要の拡大により、地域の移動課題が顕在化する中、新たな自動運転サービスの実装を通じて、地域における移動課題を解決し、モビリティ産業を創出していくことが重要。昨年策定した「モビリティ DX 戦略」では、海外の自動運転タクシーの事業化が先行している中、収益性のある自動運転タクシー事業を日本において早期に創出していくことを課題としている。また、得られた知見について、将来的には乗用車に展開していくことが、自動車産業の競争力強化の観点からも重要。

このため、自動車メーカーを中核とした、日本発の自動運転の標準モデルを構築し、本モデルを活用して、日本各地における新たな自動運転サービスの実装を進めるとともに、これを足掛かりとして、日本と共通の社会課題・街づくりに取り組む新興国含むグローバルマーケットへの横展開を早期に進める。

また、安全性を維持した上で、先行する米中勢のSDV開発に追いつき追い越すため、中立的な主体が、リアルデータを基に生成AI技術を用いて生成した大量の仮想データで不足分を補完する「オープンデータセット」を構築し、これらを活用し、様々な交通環境を再現したシミュレーション環境の構築と、そこにおける安全性・機能性検証のサイクルを確立することにより、高度・高性能な自動運転ソフトウェア・SDV車両の実装を加速させる。

2. 事業内容

（1）全国への展開に対応可能な「自動運転標準モデル」の構築

（1）－1 車両開発・製造時に活用可能な、車体・ソフト・センサ間の標準的なインターフェース

自動運転タクシー車両の開発及び製造時に幅広い事業者が活用することを想定した、車体・ソフトウェア・センサ間の標準的な要件を整理する。

要件の検討に当たっては、実車の開発を行い、さらに実証走行を実施して、実態に即したものとする。

- ・他業種、他の事業者が開発・製造した車両、自動運転システム、運行管理システム等であってもそれぞれが相互に連携して自動運転移動サービスを構成するための、データ連携要件を整理する。

- ・自動運転タクシーの安全、円滑な運行に必要な制御系冗長化策を整理する。
- ・車両だけでなくシステム全体でのハッキング対策など、自動運転移動サービスとしてのサイバーセキュリティを確保するために備えるべき要件を整理する。

(1) - 2 E2E の生成 AI モデル分析と、モビリティサービス設計時に活用可能な、安全性評価手法（項目・法令適合策）及び他業種との業務分担の標準的整理

- ・海外で先行する E2E の生成 AI モデルの可能性と課題の整理を行う。
- ・車両開発事業者以外の事業者が自動運転タクシーによるモビリティサービスを設計する際に活用可能な、安全性評価手法を整理する。
- ・特定の地域を例にして、自動運転移動サービスのニーズに応じた事業性について検討し、車両開発事業者だけでなく、遠隔監視、運行管理、緊急時駆け付け等サービス設計に必要な他業種との業務分担の標準的な整理を行う。
- ・幅広い事業者が活用することを前提に、本事業で得られた実証データを適切に加工して公開すると共に、自動運転タクシーによるモビリティサービスの設計に必要な安全性評価手法、効率的なサービス提供のための業務分担等をまとめた手引き等成果ドキュメントを作成し、公開する。

(2) SDV ・自動運転の開発高速化に必要な「オープンデータセット」の構築

(2) - 1 生成 AI を活用したデータセットの生成

自動運転・先進運転支援システムの安全性・機能検証を行うためのシミュレーションを開発するうえで必要となるデータセットを生成 AI の活用により生成する。

- ・データセット生成前に、交通環境を再現したシミュレーションモデル開発者の開発に資する、生成 AI を活用したデータセットについて、モデル開発者が必要とするデータの性質及び量について調査を行う。
- ・生成 AI を活用したデータセットの生成にあたっては、有効な構築手法に係る仮説を立てた上で検証し、前項の調査結果及び本項の検証結果を踏まえた上で実際にデータセットを構築する。特に、構築手段に係る仮説を立てるうえでは、ハルシネーションなどの生成 AI が引き起こすリスクや懸案点を洗い出し、当該リスクに対応するための実効的な手段を確立させること。

(2) - 2 データセットの公開及び管理

(2) - 1 で作成したデータセットを管理し、データセットの利用条件を明文化し、条件を満たす者に対して公平に提供すること。なお、委託事業期間終了後もデータセットの管理及び提供を行うこと。

- ・データセット利用条件を明文化にあたっては、利用者の種別に応じて提供するデータを制約しないこと。そのデータセット利用条件では、過去の績を含め、日本の法令や国際的に受け入れられた基準等を遵守していない、又はサイバーセキュリティの確保について外国の法的環境等により影響を受ける者（以下、国際基準不遵守等事業者）に対するデータセットの提供は行わないこととすること。
- ・データの保管や提供を実施する者は、委託事業期間終了以降もデータの保管や提供にかかる経費を継続的に支出できる事業者であること（委託事業期間終了後の保管費用を経済産業省から支出することはできないことに留意すること）。また、データセットの提供に関しては、前項で明文化したデータ利用条件を原則維持すること。なお、委託事業期間終了後、データの保管や提供を実施する者を国際基準不遵守等事業者

変更しないこと。

(3) それぞれの成果の融合

(1)(2)の成果が一体不可分な、互換性を持ったシステムとなるように、開発プロセスにおいて、自動運転標準モデル及びオープンデータセットのすりあわせを行い、常にそれぞれのシステムの開発状況に応じたフィードバックを行うこと。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月31日

※なお、必要に応じて財政当局に対し予算の繰り越し手続きを行う予定です。

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：6,998,681,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年2月5日（水）

締切日：令和7年3月7日（金）17時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年2月13日（木）17時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和7年2月14日（金）14時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ・ 経営層のコミットメントを示す書類（任意様式）（コンソーシアム形式の場合や再委託先に一部事業を行わせる場合は、自動運転標準モデル及びオープンデータセットの構築について直接実施する者に限る）
 - ア 組織内の事業推進体制
 - イ 経営者等の事業への関与
 - ウ 事業推進体制の確保
 - エ 経営戦略における事業の位置づけ

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意

して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ⑫ 提案される事業に対して、日本国内での収益性のある事業計画を検討するなど、経営者自身が深く関与することで、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されているか。ただし、コンソーシアム形式の場合や再委託先に一部事業を行わせる場合は、自動運転標準モデル及びオープンデータセットの構築について直接実施する者に限る
提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、

委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r6bayhdole-dm1_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、１年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも

	属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び

確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ)

- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・ その他、執行管理業務と想定する業務 ・ 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか

（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・ 提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅲに該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（3）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（4）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

（5）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律

第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 製造産業局 自動車課 モビリティDX室
担当：染谷、京藤、箕輪、深尾、大山
E-mail：exl-itshann@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和6年度補正 地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上